

10月23日時点の情報です。詳しくは、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。
今後、国や県の支援状況により、制度追加などの可能性があります。



被災証明書の発行

被災証明書とは、自然災害などにより建物が破損した場合、その程度を国の被害認定基準に基づき判定し、証明するものです。この証明は、保険の請求など各支援制度の申請に必要です。

- **申込先** 本庁舎生活防災課、表郷庁舎地域振興課
- **申込時間** 午前8時30分～午後5時15分
- **持参物** 印鑑、身分証明書、建物の全景・近景・浸水した深さが分かる写真等

※現地調査などが必要になる場合があります、即日交付はできませんので、ご注意ください。

- ☎本庁舎生活防災課 内2166・2167・2168
- ☎表郷庁舎地域振興課 ☎@2111

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の免除

医療機関・介護サービス事業所などの窓口で、口頭で申告することにより、医療保険の窓口負担や、介護保険の利用料が免除されます。

- **免除期間** 令和2年1月末まで
- **対象** ①～⑤のいずれかに該当する方
- ①住家の全半壊・全半壊・床上浸水またはこれに準ずる被災をされた方

※被災証明書の提示は不要です。

- ②主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った方
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である方
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止、休止した方
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入が無い方
- ※後日、加入保険者から確認する場合があります。
※県外の医療機関などでも支払いは免除されますが、入院・入所による食費・居住費等は必要となります。

- ☎本庁舎国保年金課 内2172、2174
- ☎本庁舎高齢福祉課 内2724

国民年金保険料の免除

被災し、国民年金保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が免除される場合があります。

- **申込先** 白河年金事務所、本庁舎国保年金課
 - **免除期間** 令和元年9月分～令和3年6月分
- ※現在は、令和2年6月分までの申請のみ受け付け

- **持参物** 保険料免除・猶予申請書、被災状況届等
- ☎白河年金事務所 ☎@4161
- ☎本庁舎国保年金課 内2174

上・下水道料金の減免

全壊・半壊・床上浸水の家屋等を対象に、上・下水道料金が減免されます。

- **申込先** 水道課 ※減免の申請が必要です。
- **減免対象** 11月または12月請求分
- ☎水道課 ☎@3222
- ☎下水道課 (都市環境センター) ☎@0910

中小企業の皆さんへ

《被災証明書の発行》

被害を受けた中小企業の方に対し、融資の際に使用する被災証明書を交付します。被災の状況が判断できる写真などを添え、商工課に申請してください。

- ☎商工課 (市産業プラザ人材育成センター内) ☎@5910

《福島労働局の特別相談窓口》

被災した事業主に対して、雇用・労働関係に関する相談を受け付ける窓口を開設しました。

- ☎福島労働局雇用環境・均等室 ☎024-536-4609

《日本政策金融公庫の特別相談窓口》

県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者・農林漁業者などを対象に、災害に関する窓口を設置し、災害復旧貸付などの取り扱いを開始しました。

- ☎日本政策金融公庫郡山支店 ☎024-923-7140

《災害に伴う企業支援無料相談》

休業時の雇用管理や、雇用分野における企業の救済措置に関する無料相談を実施します。

- ☎(株)TMC経営支援センター白河支店 ☎@3100

農家の皆さんへ

被災に対して、国等からの支援事業が創設された場合に備え、以下のことにご留意ください。

- ◇被災状況を写真等で記録しておく
 - ◇被災したパイプハウスなどの農業用施設に係る見積書や納品書などを保管しておく
 - ◇再建する場合は、修繕不可の理由を整理しておく
- ※被災した農地や水路等は、現在調査中です。今後、復旧工事を予定しています。

- ☎農政課 (表郷庁舎内) 内2224
- ☎農林整備課 (表郷庁舎内) 内2226

義援金・寄附金を受け付けます

被災された方々に対する生活支援のための義援金と、災害復旧に対する寄附金を受け付けます。

- **受付期間** 令和2年3月31日(火)まで
- ☎本庁舎社会福祉課 内2713

詐欺や悪質商法にご注意ください

災害に便乗した詐欺や悪質商法が発生しています。義援金詐欺の事例もありますので、団体名などをご確認ください。一人で悩まず、ご相談ください。

- ☎市消費生活センター ☎@1133



台風19号の影響により、福島県をはじめ多くの地域が、甚大な被害に見舞われました。
被害を受けた方への支援制度などをお知らせしますので、ご確認のうえ、お手続きをお願いします。

▲崩落した表郷地域の岩崎橋

市民の皆さまへ
この度の台風19号により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被害にあわれた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。
また、災害発生後、いち早く水防作業にあたっていただきました各地区消防団員をはじめ、関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。
本市では、台風が近づいた10月12日(土)の降水量が観測史上最多の368.5mmを記録、県内でも最大規模の豪雨に見舞われました。大量の雨は、旗宿地区・表郷地区の中央部を流れる「社川」の堤防の決壊などを引き起こし、市内では床上・床下浸水や農地の冠水、土砂崩れや橋の崩落等の大きな被害が発生いたしました。
今後、被災された方々が一刻も早く日常生活を取り戻していただけるよう、道路や橋の公共施設はもとより、農業施設や農地等の早期復旧に全力で取り組みまいりますので、市民の皆さまには、しばらくの間ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

白河市長 鈴木和夫



④内堀知事に現場の説明をする鈴木市長
⑤土砂崩れが発生した関辺小の校庭

市内の被害状況

※10月23日時点の情報

人的被害	死者	2人
	全壊	6棟
住家被害	半壊	4棟
	一部損壊	6棟
	床上浸水	26棟
	床下浸水	46棟
道路河川被害	道路	173か所
	河川	156か所
	橋りょう	5か所
交通情報	通行止め	24か所
	片側通行	5か所